

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名		過料
根拠法令及び条項		国民健康保険条例第 2 4 条
所管部課（室）係名		健康医療部 保険相談課 保険加入係
処分基準	関係条項	
	基準	納付義務者が法第 9 条第 1 項若しくは第 9 項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第 3 項若しくは第 4 項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においては、その者に対し、100,000 円以下の過料を科する。
	参考事項	

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名		過料
根拠法令及び条項		国民健康保険条例第 25 条
所管部課（室）係名		健康医療部 保険相談課 保険加入係
処分基準	関係条項	
	基準	納付義務者又は納付義務者であった者が正当な理由なしに法第 113 条の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命じられた場合において、これに従わず、又は同条の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、100,000 円以下の過料を科する。
	参考事項	

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名		過料
根拠法令及び条項		国民健康保険条例第26条
所管部課（室）係名		健康医療部 保険相談課 保険加入係
処分基準	関係条項	
	基準	偽りその他不正な行為により保険料、一部負担金又はこの条例の規定による徴収金の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。
	参考事項	

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名		過料
根拠法令及び条項		介護保険条例第15条
所管部課(室)係名		健康医療部 保険相談課 保険加入係
処分 分 基 準	関係条項	
	基準	<p>第1号被保険者が法第12条第1項本文の規定による届出をしないとき(同条第2項の規定により当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主から届出がなされたときを除く。)又は虚偽の届出をしたときは、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。</p> <p>法第30条第1項後段、法第31条第1項後段、法第33条の3第1項後段、法第34条第1項後段、法第35条第6項後段、法第66条第1項若しくは第2項又は法第68条第1項の規定により被保険者証の提出を求められてこれに応じない者に対し、100,000円以下の過料を科する。</p> <p>被保険者、第1号被保険者の配偶者若しくは第1号被保険者の属する世帯の世帯主又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、100,000円以下の過料を科する。</p> <p>偽りその他不正の行為により保険料その他法の規定による徴収金(法第150条第1項に規定する納付金及び法第157条第1項に規定する延滞金を除く。)の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。</p>
	参考事項	

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名	豊中市国民健康保険被保険者証の返還命令	
根拠法令及び条項	国民健康保険法第9条第3項	
所管部課（室）係名	健康医療部保険相談課滞納整理係	
処分 基準	関係条項	国民健康保険法施行令第1条 豊中市国民健康保険被保険者資格証明書の交付及び保険給付の支払いの一時差止め等に関する要綱
	基準	<p>保険料の納期限から1年が経過するまでの間に、災害その他特別な事情として次に掲げる事由がないにもかかわらず保険料を納付しなかった世帯の世帯主に対し、被保険者証の返還を求める。</p> <p>(1) 国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第1条に規定する特別な事情の届出（第4号様式）により、保険料の納付が困難と認められる世帯主</p> <p>(2) 原爆被爆者に対する援護に関する法律等、別表に掲げる公費負担 医療の対象者で届出（第5号様式）があった世帯主</p>
	参考事項	
備考		